

9 農業委員会事務局職員

局長 恩田 秋弘

係長 清水 茂

主任 後藤 涼子

開会 午後 2時00分

◎開会の宣告

○事務局長 皆さん、こんにちは。定刻となりましたので、ただいまより八潮市農業委員会6月総会を開会いたします。

定足数につきましては、農業委員会等に関する法律第27条第3項に「総会は、現に在任する委員の過半数が出席しなければ、開くことができない」とあります。

在任委員は15名ですので、8名以上の委員の出席が必要となります。

本日の出席者数は15名でございます。定足数に達しておりますので、本日の委員会は成立しておりますことをご報告させていただきます。

それでは、開会に先立ちまして、大塚会長よりご挨拶をお願いいたします。

◎会長挨拶

○会長 皆さん、こんにちは。

今日は梅雨の合間の晴れ間ということで、今日と明日と晴れるみたいですが、その後また雨のようです。今年は近年になく梅雨が長引きそうで、ここ二・三年、空梅雨の感じでしたけれども、あさってあたりから田んぼが中干しに入るんですけども、この様子だと何か中干しにならないで、田んぼが締まらない気がします。

それから、先月5月27日にやしお枝豆ヌーヴォー祭と、今月16日に枝豆大感謝祭がありまして、私はちょっと出られなかったんですけども、ヌーヴォー祭のほうは約3,200人、大感謝祭のほうは約6,000人の来場があったらしくて、昨年よりも来場者が多かったみたいです。委員の中でも関係している方がおりますが、大変お疲れさまでした。

また、本日も、最後までご協力よろしく申し上げます。

以上です。

○事務局長 ありがとうございました。

本日の傍聴者につきましては出席の方がおりませんことをご報告申し上げます。

ここで、本日の資料の確認をさせていただきたいと思います。

資料の不足、また乱丁等がある場合は、恐れ入りますが、手を挙げてお知らせいただきたいと思います。

①八潮市農業委員会6月総会次第

A4横

②生産緑地の買取り申出に伴う取得のあっせんについて（依頼）（資料番号なし）

③農地利用最適化推進1・1・1運動推進要領の改定について (資料-1)

(+1枚、報告用紙あり)

④八潮市農産物放射能濃度測定結果 (資料-2)

⑤行程表案(農業委員会県外視察研修) (資料-3-①②③)

以上5点になります。資料の漏れはないということで、資料の確認を終わらせていただきます。ありがとうございました。

それでは、次第に基づきまして議事に入りたいと思います。

議事進行につきましては、八潮市農業委員会総会会議規則第4条の規定に、「会長は、総会の議長となり議事を整理する」とうたわれておりますので、大塚会長に議事の進行をよろしく申し上げます。

次第3の議事録署名人の選任から次第7のその他までをよろしく願いいたします。

◎議事録署名人の選任

○議長 それでは、次第に基づきまして進めたいと思います。

次第3の議事録署名人の選任についてでございますが、こちらからご指名してよろしいでしょうか。

—— 委員より「はい」の声あり ——

○議長 ありがとうございます。

それでは、3番、恩田政幸委員、14番、新井孝美委員さんをお願いいたします。

◎書記任命

○議長 次に、次第4の書記任命についてでございますが、恩田事務局長にお願いします。

○事務局長 はい、わかりました。

◎議案第12号の上程及び提案理由の説明、質疑、採決

○議長 それでは、次第5、議事に入りたいと思います。

議案第12号 相続税の納税猶予に関する適格者証明の件について、事務局より説明をお願い

いします。

○事務局 次第の1ページになります。議案第12号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願
いについて、次のとおり証明したい。

番号1、相続人、被相続人、住所・氏名、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇（昭和〇年〇月〇日生まれ）、〇〇〇〇〇、〇〇〇、特例の適用を受けようとする土地の所在、〇〇〇字〇〇〇-〇、
登記地目、畑、現況地目、畑、面積、〇〇平米、同じく〇〇-〇、畑、畑、〇〇平米、〇〇
-〇、畑、畑、〇〇平米、〇〇、畑、畑、〇〇平米、〇〇-〇、畑、畑、〇〇平米、〇〇-
〇、畑、畑、〇〇平米、合計〇〇〇平米、都市計画区域、市街化区域、被相続人の所有面積、
耕作面積〇〇〇〇平米、備考としまして、被相続人との続柄は子になります。相続開始年月
日、平成30年〇月〇日、農業開始年月日、平成30年〇月〇日、年間従事日数は250日となっ
ております。

そのほか、父親にかわりまして園芸協会のほうも入られております。また、今年2月には
認定農業者にもなっておられて、営農されている方でございます。

次に、場所を説明いたします。

2ページをご覧ください。

まず、市役所から行きますと、西側の出口を出て、市役所通りを真っすぐ進みます。そし
て、〇〇〇の信号で〇〇という信号があるんですけども、その交差点を旧の〇〇〇〇〇〇
線、左に曲がりまして、〇〇〇〇方面に向かいます。〇〇〇〇の手前の信号を〇〇左折しま
して、次の交差点を〇〇〇、〇〇〇〇〇〇方向に向かいますと70メートルほどのところに左側
に隣接して存在する土地になります。

地図で薄黒く網かけしたところになりまして、ちょうどこの上のほうが水路に隣接してい
て、そこに小さな橋がかかっていると思うんですけども、この橋を渡った宅地も〇〇さん
の土地で、その上の道路を渡ったその上も〇〇さんの土地で、ちょっと地図が切れているん
ですけども、上のほうに自宅があるというような状況でございます。

説明は以上です。

○議長 ありがとうございました。

それでは、同議案につきまして、地区担当の7番、渋谷稔委員より現地調査の結果、補足
説明についてお願いします。

○7番（渋谷 稔委員） 今月21日に〇〇〇〇さんと、母、〇〇〇さんの奥様とお話ししてき
ました。

この地図にもありますが、ここはほとんどビニールハウスになっていまして、現在、枝豆
を栽培しております。その手前も今度生産緑地にしたいというお話もされて、これから先、
枝豆を中心に小松菜など、直売所等に出荷したいというお話でした。

○議長 ただいま、事務局と7番、渋谷稔委員より、相続税の納税猶予に関する適格者証明の件について説明がありましたが、何かご質問、ご意見がありましたら、挙手にて自分の議席番号、氏名を述べて発言をお願いします。

相続前から相続人が農業に従事していて、ハウスもやっていて、特に問題はないんじゃないかと思いますが。

○7番（渋谷 稔委員） 父親が病気になって、それで病院へ送っていったりするので、それで仕事をやめられたようです。

○議長 その前は。

○7番（渋谷 稔委員） ほかの仕事をしていたんです。

父親が病気になったので、なかなか農業をできない。それでは家を継ぐということで、会社をやめて農業を始めたんです。

○議長 今後もやる気ありそうですね。

○7番（渋谷 稔委員） そうですね。この間も立毛共進会があるとか、種の注文あるとか、そういう話もしたんですけども、種の注文はありませんでした。やる気はあるみたいです。

○議長 認定農業者にもなって、園芸協会も入っているんですから、よろしいですか。

—— 委員より意見なし ——

○議長 それでは、挙手にて採決をしたいと思います。原案のとおり賛成の方の挙手をお願いします。

—— 挙手全員 ——

○議長 ありがとうございます。

挙手全員ですので、本案は原案のとおり可決いたします。

◎議案第13号の上程及び提案理由の説明、質疑、採決

○議長 次に、議案第13号 生産緑地の買取り申出に伴う取得のあっせん（依頼）について、事務局より説明をお願いします。

○事務局 それでは、資料の一番最初の資料番号は振っていないんですけども、6月11日付で市長名で生産緑地の買取り申出に伴う取得のあっせんについての依頼がありました。

これを受けまして、次第の3ページになります議案第13号 生産緑地の買取り申出に伴う取得のあっせん（依頼）の件、次のとおり依頼したいということで説明いたします。

番号1、買取り申出する生産緑地の所在、〇〇〇字〇〇〇〇-〇、地目、田、地積〇〇〇平米、仮換地後〇〇街区〇画地、〇平米、〇〇-〇街区〇画地、〇〇平米、こちらまでが工

業地域となります。同じく〇〇〇字〇〇〇〇一〇、畑、〇〇平米、〇〇一〇、畑、〇平米、〇字〇〇〇〇〇、田、〇〇平米、同じく〇〇、田、〇〇平米、〇〇街区〇画地、〇〇平米、こちらのほうの用途地域は第一種中高層住居専用地域となります。田の合計が〇〇〇平米、畑合計〇〇平米、総計で〇〇〇平米、仮換地後は〇〇〇平米となります。土地所有者住所・氏名、〇〇番地〇、〇〇〇〇、買取り希望価格、〇〇円、平米当たりに換算しまして〇万〇〇〇円、坪当たりに換算しまして〇万〇〇〇円となっておりますが、これは〇〇〇平米で割った数字でして、実際に扱われるのは仮換地後の面積になりますので、ちなみに仮換地後の〇〇〇平米で単価を見ますと、平米当たり〇万〇〇〇円、坪当たり〇万〇〇円となっております。参考までに、近隣の地価調査価格としまして、古新田字仕込330番1、八潮南部西161-2街区2外で、平米当たり9万8,000円、坪当たり32万3,966円となっております。同様に近隣の地価公示価格は、木曽根字上797番1で、平米当たり8万8,300円、坪当たり29万1,900円となっております。買取り申出の生じた日及び理由、平成30年〇月〇日、主たる従事者の死亡です。

こちらは、今年1月の総会で第1号議案、1号の2、それと2月総会の第4号議案、この2回にわけて主たる従事者の証明をした生産緑地になります。その後、5月〇日付で市のほうに買い取り申し出があったところ、庁内各部署で買い取りを希望するところがないということで、農業委員会にあっせんの依頼が来たものでございます。

もし、皆様の担当される地区で買い取りを希望される方がいましたら、事務局のほうまで報告をお願いいたします。

以上となります。

○議長 皆さんの担当地区で希望される方がいらっしゃいましたら、事務局まで報告をお願いします。

◎転用等届出受理報告

○議長 次に、次第6の転用等届出受理報告についてでございます。

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出について2件、報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出について5件、報告第3号 農地転用許可後の工事完了届について1件、続けて事務局より報告をお願いいたします。

○事務局 (農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出について2件、同法第5条第1項第6号の規定による転用届出について5件、農地転用許可後の工事完了届について1件受理し、適切に処理を行ったことを報告する。)

○議長 ただいま転用等届について報告がありましたが、何かご質問、ご意見がありましたら、挙手にて自分の議席番号、氏名を述べて発言をお願いします。

——— 委員より意見なし ———

○議長 ないようなので、次にまいります。

◎その他

○議長 次第7、その他につきましては、依頼事項が1件、報告事項が1件、協議事項が1件ございます。

まず、依頼事項、農地利用最適化推進1・1・1運動推進要領の改定について、事務局より説明をお願いします。

○事務局 資料1をご覧ください。

埼玉県農業会議より、農地利用最適化推進1・1・1運動推進要領の改定についてということで、通知がございました。

どんな内容かといいますと、1枚めくっていただいて2ページの四角の中をご覧ください。

まず、1番目としまして、農業委員及び農地利用最適化推進委員1人1人が1年間で1事例の取り組みを行うように活動を展開する。これは変わっておりません。

変わったのは、昨年までは1人1人の事例を全部まとめまして、それを報告してくださいということで、全員の分を報告していたんですけれども、今度からそれはやらなくていいですよ。そのかわりに、2番、農業委員会として1委員会1年間で1事例以上をつくれるように活動を展開してください。皆さんから挙げられた事例の中で一番いいものを1件だけ報告してくださいということになりました。

次の3番が、特に、農地集積・集約化に関して、各委員1人1人が1集落以上において、その集落内における今後の農地利用についての方針・目標を決定するための活動を展開、また、方針・目標を達成するための活動を展開してください。これは、人・農地プランなどに顔を向けてとお願いしている文章となるんですけれども、八潮でも平成26年に中川周辺農地につきまして、人・農地プランというのをつくったものがあるんですけれども、ほかに各集落で集積に向けた会議というのを実際やられている箇所は、なかなか八潮の中ではないのかなと思われるところなんですけれども、この先どういう展開になっていくかわかりませんが、また新たな人・農地プランとか、あるいはある地区での会議とかあった場合には、そこでの農業委員さんの役割というのが期待されているということで、認識していただきたいと思えます。

そして、4番、上記1から3を実施する上で欠かせない、農地利用者、農地所有者の意向把握を徹底する。これが強く求められるようになりました。

農地を貸したい、売りたいという人と、逆に農地を借りて事業を拡大させていきたいという人の意向をしっかりとつかんで、農地の流動化につなげて行ってほしいと、そういうことなんですけれども、1枚めくっていただいて、3ページと4ページの四角の中が、主にこういうことをやってくださいということなんですけれども、まず3ページのほうを見ますと、意向把握については、まず対象は全農地所有者及びその配偶者・子供になるということです。把握内容というのが、この四角の中なんですけれども、自分で耕作するか貸し付けたいか。貸し付けたい場合は、もうすぐになのか、5年ぐらいの間になのか、それとも自分の代が終わってからなのか。次に、所有農地について、自分の後、耕作を行ってくれる後継者がいるか。ウ、貸付先として考えている経営者がいるか。また、下の相続予定者については、親が高齢化等で耕作できなくなった場合、当該農地について農業経営を引き継ぎ、自分で耕作するか。すぐに貸し付けを行いたいかなど、こういった点を所有者の戸別訪問をするなどして確認していくことが、求められていることです。

次の4ページの四角は、受け手、受ける人に対しての調査なんですけれども、この把握内容については、当該地区における農地の借り受け（規模拡大）を行いたいかなど、どのくらいの規模にしたいか。また、今後の農地の利用の方向性として、市町村内であった場合の希望地域、また市町村外で借り受けすることができる市町村といったことを確認していただくことが求められるようになりました。

農地所有者さんの意向というのは、皆さんにご協力いただいている毎年の八・一調査にも意向を書いていただくようにしているので、大体それで把握はできるんですけれども、それ以上にこの四角に書いてある内容についても確認してくださいということです。

ですから、この先、書いてあるからすぐにといいのも実際難しいと思うので、今年の八・一調査が終わりましたら、調査結果をまとめまして、先ほど申し上げた意向のところを記入していないような人には皆さんにご協力をいただいて把握するように、といったことをお願いするようになっていくのかなと思うんですけれども、まだ来たばかりでこの先どうやったらいいかというのを事務局のほうでも思案中というところもありますので、改めてまたお願いしたいと思います。これからはこういうことが求められるということで認識していただければと思います。

最後10ページに表がありますけれども、農地利用最適化の進捗状況ということで、この表を3カ月に1回報告ということになりましたので、これから先、事務局で3カ月ごとに報告します。一番最初のスタートは八・一調査の後、1回数字をまとめて書いていかないと、なかなか書きづらいところがあるんですけれども、こういったものもございますので、もし皆

さんの担当地域で八・一調査に関係なく、今まで営農されていた畑がこの先危ないんじゃないかと心配されるようなところがありましたら、事務局に報告いただきまして、そういうところを優先的に早いうちから所有者など把握していくような形で、進めていこうかなと思っているところです。

説明は以上でございます。

○議長 これは極端にいうと、昨年まで耕作されていて、年明けたら耕作しない、田んぼ、稲だどつくらなくなったというところに調査に行けばいいということですか。

○事務局 まず、八・一調査でもちゃんと返ってくる人は、今後の意向とかも出ているし、遊休農地とかをチェックするところがあるんですけども、この先ちょっと危ないなと感じたところは早目に手を打ったほうがいいと思います。

○議長 田んぼでいうと、植えなかったところはその年はもうやらないだろうから。要するに、今ごろになると大体わかるので、そうしたら調査に行けばいいということですね。

○事務局 それでは、意向把握は、遠かったら郵送ですが、近くだったら直接行って、今後の意向を確認して頂きたいと思います。

○議長 皆さん、その際にはご協力よろしくをお願いします。

次に、報告事項、八潮市農産物放射能濃度測定結果（6月分）について、事務局よりご説明をお願いします。

○事務局 それでは、資料の2をご覧ください。

八潮市農産物放射能濃度測定結果（令和元年6月）。

番号1、採取日、6月4日、測定品目、コマツナ、ハウスのものを測定しまして、放射性ヨウ素、放射性セシウム、いずれも不検出となっております。今回は青耕会さんのご協力によりまして、測定をいたしております。

放射能測定結果については以上なんですけれども、ここで来月のサンプリング調査の件でお願いがあります。来月は農業委員会の当番になっておりますので、本日、ご協力いただける方を決めていただきたいと思います。日にちが7月2日火曜日で、場所は、八條地区で露地の野菜でお願いしたいと思います。八條地区の委員さん、露地のほうで、7月2日午前中に野菜を提供いただける方、どなたかお願いできますでしょうか。

○議長 八條地区でどなたか出せそうなものを持っている人いませんか。

渋谷さん、質問どうぞ。

○7番（渋谷 稔委員） このサンプリングはいつまでやるんですか。

○議長 いつまでというか、一応まだずっとやる形ですよ。

○事務局 環境保全型農業推進協議会でしたか、そちらのほうで検討されるんじゃないかなと思います。

○議長 私、会長ですね。

——— 委員より発言あり ———

○7番（渋谷 稔委員） もう何年も不検出なんで、やっている意味あるのでしょうか。

○事務局 以前、私は放射能に関して直接除染等を担当したことがありまして、そのころに機械を購入して始めたものなんですけれども、今、委員のほうからお話しがありましたように、ただ食の安全ということを考えると必要なのかなと考えます。けれども、今のご意見を参考に、例えば回数を減らすことができるのか、その辺を含めて検討していただけるように、今度話しをしてみたいと思いますけれども。

○議長 これでも回数減ったんですよ。

○事務局 実際に給食のほうもやっていて、子供たちが口に入れるものということで続けておりますので、それも含めての関連があることだと思いますので、また会長のほうから話していただければと思います。

○議長 次の会議のときに聞いてみます。

それでは、サンプルのほうですが、新井委員、大丈夫ですか。

何でも1キロですよ。キャベツなら1個ですよ。

それでは、新井委員にサンプリングお願いいたします。7月2日です。

最後に、協議事項、農業委員会県外視察研修先についてでございます。

視察研修の場所につきまして、事務局より説明をお願いします。

○事務局 それでは、順に説明してまいります。

まず、資料3の①のほう、これ、この間もありました群馬県方面で、まず1日目、株式会社〇〇〇、小松菜の有機栽培をしているところとなります。

ちょっとインターネットで参考となるページを各案につけておりましたが、こちらのほうは、20年ほど前から8ヘクタールの農地でコマツナづくりをしているそうです。それで、この文章に書いてあったんですけれども、良いコマツナづくりは良い土の管理がベースになります。土のコンディションをよくするため、オリジナル堆肥の研究をさらに深め、安全・安心な栽培方法を続けることはもちろんのこと、品質と食味の追求を進めてまいりますと書かれておりました、6ページのほうを見ますと、土の研究がどういうものかといいますと、その中の地球式自然農法Rというのがありまして、土から出たもの全てをそのバランスで堆肥化して土に戻すという理念のもと、菜種粕や広葉樹発酵おがくず、赤道水などを使って土づくりをしているというようなことが書かれております。

ここを見学しまして、1日目は道の駅みなかみに寄りまして、宿泊となります。

2日目が、道の駅川場田園プラザに寄りまして、これちょっと後ろに写真つけておきましたけれども、大きな道の駅で、ファーマーズマーケットとか何でもあるようなところに寄っ

て帰ってくる形となっております。

次に、資料3の②のほうをご覧ください。こちらは茨城県方面になります。

1日目の視察先としまして、〇〇〇〇つくばみらい事業所になります。

1枚めくっていただいて、セミナーのチラシがありますけれども、こちらの視察は最初にちょっとセミナーを受けまして、それから施設見学、そういう形で考えております。このチラシは4月から6月のチラシとなっております、7月になればまた変わると思うんですけども、農協観光さんの話だと通年を通してこのセミナーの内容はそれほど変わらないということです。このセミナー、幾つかコースがあるんですけども、どのコースで受けるかというのは、決めるのはまだこの先でも大丈夫ですので、とりあえずセミナーをやってから施設を見るといった研修になります。

2日目に農産物直売所ふれあいファーム芳野というところに寄ります。ここの直売所は豆腐とそばと餅の加工所が併設されているということです。

近場なので4時半帰着予定となっております。

次に、資料3の③をご覧ください。3つ目の案が福島県方面。

こちらの視察先は、株式会社〇〇〇〇〇〇〇〇、農薬・化学品の生産事業などを展開しているところとなります。こちらの施設見学となります。こちらのほうでは、工場の概要説明と農薬の安全性、必要性等の説明になるかと思われま。

2日目が、JA直売所、会津よつば農協ファーマーズマーケット「まんま〜じゃ」というところに寄りまして、この後、〇〇〇〇〇等通って帰ってくるという案でございますが、場所が遠いので、こちらのほうは6時20分着予定となっております。

以上が概要となりますので、できるだけ本日も行き先を決めていただかなければと思います。よろしく願いいたします。

○議長 この1、2、3の行き先から1つ決めたいと思いますが、ここがいいという推す方いらっしゃいますか。どうしても行きたいみたいな。

———— 委員より複数発言あり ————

○議長 それでは、例年どおり多数決で決めたいと思います。

1番の〇〇〇〇視察に行きたい人。

2番、〇〇〇〇つくばみらいがいいと思う人。

3番、〇〇〇〇〇〇〇〇。

———— 希望者挙手 ————

○議長 3番の〇〇〇〇〇〇〇〇〇福島事業所視察だけ希望者がいましたが。

—— 委員より発言あり ——

○議長 もう一度、希望者の挙手をとります。2番、〇〇〇〇、4人。

次に、3番〇〇〇〇〇〇〇〇〇福島、6人ですね。

それでは、視察先は3番〇〇〇〇〇〇〇〇〇福島事業所視察に決定いたします。

それでは、最後になりますが、次回の日程について事務局より説明があります。

○事務局 次回は令和元年7月25日木曜日です。3時半から、場所は、市役所の第2会議室で3時半で、ご予約いただければと思います。よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長 皆さん、よろしいですか。

それでは、最後に皆様のほうから全体を通して何かご意見がありましたらお願いします。

—— 委員より意見なし ——

○議長 特にないようでしたら、これで議長の席をおろさせていただきます。

皆様、ご協力ありがとうございました。

○事務局長 大塚会長、議事の進行、大変お疲れさまでした。また、委員の皆様には慎重審議なるご審議いただきまして、まことにありがとうございます。

◎閉会の宣告

○事務局長 それでは、閉会の言葉を小早川会長代理よりお願いいたします。

○会長代理（小早川喜一委員） 皆様にはご多用の中、6月の農業委員総会にご出席いただきましてありがとうございます。

先ほど開会の挨拶の中で、会長のお話にございましたように、5月25日の枝豆ヌーヴォー祭、あと6月16日の大感謝祭と盛況のうちに終わったわけでございますけれども、ただ枝豆の販売時間というのが40分もてばいいぐらい。あとは、ただ時間に拘束されるので、その間いなきゃいけないんで、職員の方も暑い中、大変でございましたけれども、あれを何とかしたいと思うわけでございますけれども、何か充実した時間を使って、何か販売できないかなと思うところでございます。いろいろまたお考えがありましたらお寄せいただければありがたいと思います。

今日、明日と梅雨の晴れ間でございますけれども、その後、傘マークが天気予報にはついておりますけれども、気温のほうも高くなりそうでございまして、雨予報です。気温が高くなる時は体調管理に十分お気をつけていただきまして、また各自それぞれの場でご活躍いただければ幸いです。

以上をもちまして、6月総会を閉会といたします。ありがとうございました。

○事務局長 ありがとうございました。

農業委員の皆さんの中には、たばこを吸われる方もいらっしゃいますので、ちょっとお知らせということで、健康増進法の改正によりまして、7月1日から市役所敷地内全面禁煙になります。また、市役所の敷地内にある駐車場の車の中で吸われることも禁止になりますので、ご注意くださいと思います。

公用車、全車全て禁煙ということになりますので、ご協力のほうよろしくお願いいたします。

これにて散会といたします。大変皆さんお疲れさまでした。

閉会 午後 3時10分